

第4次通関情報総合判定システム(第4次CIS) 調達計画書

(区分 : C. 最適化対象外の大規模改修)

特定情報システムの該当 (有) (無)

平成26年11月

財務省 東京税關 総務部 総括システム企画調整官

目 次

1.	システムの全体像	1
(1)	概要	1
(2)	対象業務	2
2.	調達計画.....	5
(1)	設計・開発する情報システムの方式	5
(2)	設計・開発の工程における分離調達の内容	6
(3)	ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容	6
(4)	運用及び保守の工程の分離調達の内容	7
(5)	設計・開発等の工程の管理に関する内容	7
(6)	全工程のスケジュール	8
3.	その他	10
(1)	評価方式	10
(2)	契約形態	11
(3)	知的財産権の取扱い	12
(4)	入札制限	12
(5)	制約条件等	12
4.	妥当性証明	13
5.	窓口連絡先	14

1. システムの全体像

(1) 概要

本調達計画書（以下「本書」という）で対象とするシステムは、「政府情報システム改革ロードマップ」にて示されている「通関情報総合判定システム」である。

具体的には、第3次通関情報総合判定システム（以下「第3次 CIS」という）として統合された個別機能（通関情報総合判定業務機能（CIS/CIS 機能）、課税業務機能等（CIS/COMTIS・ACTIS 機能）、貿易統計業務機能（CIS/COSMOS 機能）、歳入金電子納付システム連携業務機能（CIS/REPS 連携機能））並びに平成27年度に通関情報総合判定業務機能（CIS/CIS 機能）へ統合される海上貨物スクリーニング業務機能を「政府情報システム改革ロードマップ」の方針を踏まえ、業務全体の見直しを行い、第4次通関情報総合判定システム（以下「第4次 CIS」という）として再構築及び統廃合を実施するものである。

(2) 対象業務

① 業務分野

本書で対象とする業務は、関税に関する法令の規定による輸出入貨物等の管理、輸出入通関、貿易統計作成、関税等の賦課・徴収及び船舶、航空機に係る手続に関する業務であり、「情報分析」「申請等の受付・審査」「課税（課税計算、賦課、収納等）」の各業務分野を含む。なお、第4次CISにおいては、下記の4業務について設計段階で再構築及び統廃合する計画である。

② 業務内容・業務実施手順

a. 通関情報総合判定業務

本業務は、増大する輸出入申告等を適正かつ迅速に処理するために、輸出入通関実績などを参考することで、適正な申告が行われていないと考えられる貨物（ハイリスク貨物）について重点的に審査・検査を行う一方、その可能性が低いと考えられる貨物（ローリスク貨物）については審査・検査を極力省略するといった選別を行なう業務である。

また、本業務は、オンライン業務とバッチ業務とに大別される。

オンライン業務は、税関の様々な業務処理過程において税関職員がネットワークを通じてリアルタイムに情報の照会や情報の登録等を行う業務である。

バッチ業務は、輸出入通関実績情報等の大量情報を日次等の定期的な頻度で輸出入・港湾関連情報処理システム（以下、「NACCS」という。）から取得し、データベースを更新する業務の他、輸出入通関実績情報に対する特定情報をキー項目としたデータ集約処理等を行う業務である。

b. 歳入金電子納付システム連携業務

本業務は、各種業務に係る申請・申告・届出等の受理、審査を行う業務のうち、申請・申告等の手数料の電子納付に係る財務省会計センターとの連携を行う業務である。実施手順の概要としては、申請者から税関に向けた各種税関手続の申請等を受け付ける際、申請等に係る手数料の納付方法として電子納付が選択された場合、手数料の納付情報登録及び納付済みの確認等で必要となる財務省会計センターとの連携を行う。

c. 課税業務等

本業務は、課税業務と情報抽出業務に大別される。

課税業務は、申告納税方式が適用されない国際郵便物及び旅客又は乗組員の携帯品、別送品（以下、「旅具」という。）に係る関税等の課税計算、賦課、収納等に係る業務である。国際郵便については、送状等の内容に基づいて課税額

を計算し、課税通知書及び納付書を発行する。旅具については、「携帯品・別送品申告書」の内容に基づいて徴税調書を作成し、納税告知書を発行する。

情報抽出業務は、国際郵便物及び旅具に係る情報抽出を行う業務である。

d. 貿易統計業務

本業務は、全国の税関に提出された輸出入申告等を一括処理し、品目、国ごとに集約し、各種統計帳票を作成する。作成された各種統計帳票は、財務省関税局及び全国税関にデータ提供される。また、本業務で作成された統計のうち、一般公開される情報は報道発表されるとともに、インターネット上に公開される。

③ 業務の制約事項、環境条件

税関は、支署や出張所を含め、全国（北海道から沖縄まで）に約 200 箇所ある。

各税関（支署、出張所を含む）の所在地については、下記を参照のこと。

税関ホームページ内 <http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm>

なお、各業務の実施場所は表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 本書で対象とする各業務の実施場所

業務名	業務の実施場所
通関情報総合判定システム	<ul style="list-style-type: none">・ 財務省関税局・ 財務省関税中央分析所・ 財務省税関研修所・ すべての税関（支署や出張所を含む。）・ CIS センター・ インターネット公開（貿易統計情報を検索する一般利用者）

2. 調達計画

本書で対象とする情報システムの全体像と調達計画（分離調達の区分、調達スケジュール）を以下に示す。

（1）設計・開発する情報システムの方式

第3次CISのシステム全体構成について、政府情報システム改革ロードマップ及び情報システムに係る政府調達の基本指針（2007年3月1日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「政府調達の基本指針」という。）をはじめとする情報システム調達に係る政府の各種指針やガイドラインに基づいて検討した結果、第4次CISにおいては、以下に示すとおり、システム全体を大きく「ソフトウェア」及び「ハードウェア等基盤」の2層構造とすることとしている。

第4次CISを構成する構成要素の概要及び調達計画は、表2-1に示すとおりである。

表2-1 第4次CISの構成要素及び調達計画（詳細）

区分	構成要素		調達計画
ソフトウェア	第4次通関情報総合判定システム		平成27年度に調達予定
ハードウェア等基盤	CISセンター	ハードウェア	平成27年度に調達予定
		システム設置場所	対象外
		運用業務	平成29年度に調達予定
	税関WAN/LAN及び拠点機器/端末機器		対象外

(2) 設計・開発の工程における分離調達の内容

第3次CISでは、個別機能ごとに分離して調達を行っていたが、第4次CISにおいては、業務全体の見直しを行い、一つの税関業務システムとして再構築及び統廃合を実施することから調達を一括で行う。

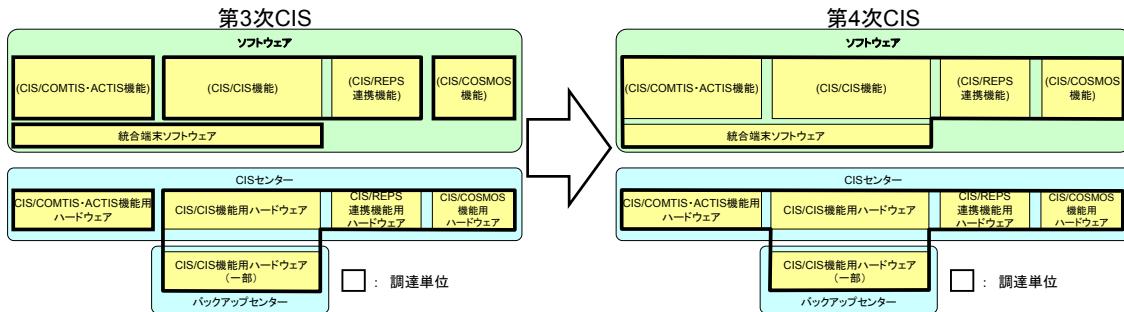


図 2-1 第3次CIS及び第4次CISの調達単位

(3) ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容

第4次CISに伴う設計・開発とハードウェアは表2-2に示すとおり、分離して調達することとする。

なお、ハードウェアの調達においては、ハードウェア本体の他、システムの動作に必要なOS、ハードウェアと不可分なミドルウェア、周辺機器、ネットワーク機器類及びこれらの保守サービスを含める予定である。

また、ハードウェアの調達については、仮想化プラットフォーム技術を採用・活用するなどして個別のサーバ等を共有化・統合化する提案を妨げるものではない。

表 2-2 第4次CISのハードウェアの分離調達

No.	調達名	調達方法
1-1	第4次通関情報総合判定システム(第4次CIS) 設計・開発	ハードウェアと分離して調達を行う
2-1	第4次通関情報総合判定システム(第4次CIS) 用ハードウェア	設計・開発と分離して調達を行う

(4) 運用及び保守の工程の分離調達の内容

CIS センターの運用・保守については、表 2-3 に示すとおり、分離して調達を行なうこととする。

表 2-3 第 4 次 CIS の運用の分離調達

No.	調達名	調達方法
3-1	通関情報総合判定システム運転業務委託（CIS 運用業務）	保守と分離して調達
3-2	通関情報総合判定システムの保守業務（運用技術支援業務）	運用と分離して調達

(5) 設計・開発等の工程の管理に関する内容

設計・開発等の工程の管理については、表 2-4 に示すとおり、平成 29 年 11 月までの工程管理の調達は実施済みであるが、平成 29 年 12 月からの工程管理については平成 29 年度中に調達を行なう予定である。第 4 次 CIS の各種構成要素を納入する各事業者は、工程管理における確認や指摘等を当該業者から受けることとなる。

表 2-4 第 4 次 CIS の工程管理の分離調達

No.	調達名	調達方法
4-1	第 4 次通関情報総合判定システム（CIS）の調達及び設計・開発に係る業務支援	設計・開発及びハードウェアとは分離して調達済み
4-2	第 4 次通関情報総合判定システム（CIS）の設計・開発に係る業務支援	平成 29 年度に調達予定

(6) 全工程のスケジュール

本書で対象とするシステム全体の調達及び設計・開発、結合・総合テスト、導入等に係るスケジュールは、現時点では図 2-2 に示すとおりに予定している。

調達番号	調達区分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	マイルストーン			設計	△開発事業決定						▲第4次CIS第1期稼働開始			▲第4次CIS第2期稼働開始		
1-1	第4次通関情報総合判定システム(第4次CIS)設計・開発		選考指定期間	入札公告	第4次CIS設計・開発											
2-1	第4次通関情報総合判定システム(第4次CIS)用ハードウェア		選考指定期間	入札公告	第4次CISハードウェア導入											
3-1	通関情報総合判定システム運転業務委託(CIS運用業務)				調達方法については、設計・開発段階において検討										運用業務	
3-2	通関情報総合判定システムの保守業務(運用技術支援業務)				調達方法については、設計・開発段階において検討										運用技術支援	
4-1	第4次CIS総合判定システム(CIS)の調達及び設計・開発に係る業務支援	調達及び工程管理支援 調達済み														
4-2	第4次通関情報総合判定システム(CIS)の設計・開発に係る業務支援										調達方法については、平成28年度において検討	工程管理支援				

図 2-2 第4次CISの調達におけるスケジュール（現時点での予定）

※ 図 2-2 のスケジュールにおいて、既に調達済みの案件は表 2-5 に示すとおりである。

表 2-5 調達済みの案件及び受注事業者

No.	調達名	受注事業者
4-1	第4次通関情報総合判定システム(CIS)の調達及び設計・開発に係る業務支援	株式会社三菱総合研究所

本書における設計・開発（1-1）、ハードウェア（2-1）、運用・保守（3-1、3-2）及び設計・開発等の工程管理（4-2）に関する各調達の詳細スケジュール（現時点での予定）を以下に示す。

○ ソフトウェア

<調達 1-1：第 4 次通関情報総合判定システム（第 4 次 CIS）設計・開発>

意見招請：官報掲載	平成 26 年 12 月予定
意見提出期限	平成 27 年 1 月予定
入札公告：官報掲載	平成 27 年 3 月予定
提案書等提出期限	平成 27 年 5 月予定
開札	平成 27 年 5 月予定

○ ハードウェア

<調達 2-1：第 4 次通関情報総合判定システム（第 4 次 CIS）用ハードウェア>

意見招請：官報掲載	平成 27 年 5 月予定
意見提出期限	平成 27 年 5 月予定
入札公告：官報掲載	平成 27 年 7 月予定
提案書等提出期限	平成 27 年 9 月予定
開札	平成 27 年 10 月予定

○ 運用、保守

<調達 3-1：通関情報総合判定システム運転業務委託（CIS 運用業務）>

※ 調達方法等については、設計・開発段階において検討

<調達 3-2：通関情報総合判定システムの保守業務（運用技術支援業務）>

※ 調達方法等については、設計・開発段階において検討

○ 設計・開発等の工程管理

<調達 4-2：第 4 次通関情報総合判定システム（CIS）の設計・開発に係る業務支援>

※ 調達方法等については、平成 28 年度において検討

3. その他

本書で対象とする調達のその他の事項について、以下に示す。

(1) 評価方式

本書に示す調達の入札方法及び評価方式は、現時点ではそれぞれ表 3-1 に示すとおり予定している。

表 3-1 各調達の入札方法及び評価方式

No.	調達名	入札方法及び評価方式
1-1	第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）設計・開発	・一般競争入札（総合評価落札方式）
2-1	第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）用ハードウェア	・一般競争入札（総合評価落札方式）
3-1	通関情報総合判定システム運転業務委託（CIS運用業務）	・一般競争入札、但し評価方式は未定
3-2	通関情報総合判定システムの保守業務（運用技術支援業務）	・一般競争入札、但し評価方式は未定
4-2	第4次通関情報総合判定システム（CIS）の設計・開発に係る業務支援	・入札方法及び評価方式については未定

(2) 契約形態

本書に示す調達の契約形態は、現時点ではそれぞれ表 3-2 に示すとおり予定している。

表 3-2 各調達の契約形態

No.	調達名	契約形態
1-1	第4次通関情報総合判定（第4次 CIS）システムの設計・開発	<ul style="list-style-type: none">・請負契約・国庫債務負担行為による複数年度契約
2-1	第4次通関情報総合判定システム（第4次 CIS）用ハードウェア	<ul style="list-style-type: none">・賃貸借契約・国庫債務負担行為による複数年度契約
3-1	通関情報総合判定システム運転業務委託（CIS 運用業務）	<ul style="list-style-type: none">・委託契約・国庫債務負担行為による複数年度契約
3-2	通関情報総合判定システムの保守業務（運用技術支援業務）	<ul style="list-style-type: none">・請負契約・国庫債務負担行為による複数年度契約
4-2	第4次通関情報総合判定システム（CIS）の設計・開発に係る業務支援	<ul style="list-style-type: none">・請負契約・国庫債務負担行為による複数年度契約

(3) 知的財産権の取扱い

汎用パッケージソフトウェアをそのまま用いる場合を除き、第4次CISの設計・開発工程、運用保守工程等において独自に開発したソフトウェアや策定したドキュメント等についての知的財産権は、すべて東京税関に帰属することとする。

(4) 入札制限

① 工程管理支援業務以外の調達

a. 第4次通関情報総合判定システム（CIS）の調達及び設計・開発に係る業務支援

当該調達を落札した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者については、以下に示す調達について、入札に参加することはできない。

- ・ 1-1 第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）設計・開発
- ・ 2-1 第4次通関情報総合判定システム（第4次CIS）用ハードウェア

② CIO補佐官及びその支援スタッフ等

財務省CIO補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者については、本書に示す調達について、入札に参加することはできない。

(5) 制約条件等

政府情報システム改革ロードマップの方針に基づき、本システムを期限までに確実に稼働できること。

4. 妥当性証明

本調達計画書が妥当であることを確認した調達担当課室の長の氏名を記す。

財務省 東京税關 総務部 会計課長

佐々木 久

財務省 東京税關 総務部 総括システム企画調整官

稻田 勝哉

5. 窓口連絡先

本書に関する問い合わせ等の窓口連絡先は、以下のとおりである。

○調達手続き関連

財務省 東京税關 総務部 会計課 用度係
電 話 : 03-3599-6236
F A X : 03-3599-6438
E-mail : tyo-somu-kaikei@customs.go.jp

○調達仕様関連

財務省 東京税關 総務部 総括システム企画調整官 九段事務室
電 話 : 03-5226-3403
F A X : 03-3226-3400
E-mail : tyo-somu-sokatsu-system-2@customs.go.jp